別記様式第２号

処　分　基　準

平成２７年４月１日作成

法　令　等　名	警備業法
根　拠　条　項	第２２条第７項
処 分 の 概 要	警備員指導教育責任者資格者証の返納命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法 令 等 の 定 め	警備業法　第３条第１号～第６号（警備業の要件） 第２２条第２項(警備員指導教育責任者資格者証の交付)
処　分　基　準	警備業法第２２条第７項各号に該当し、警備員指導教育責任者として不適当であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第３号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備員の指導計画又は教育計画の作成懈怠、偽りの計画作成、明らかに違法な警備業務の指導、故意による長期の指導教育実施の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先	生活安全部保安課営業第一係 （電話０６－６９４３－１２３４　内線３１７８１）
備　　考	